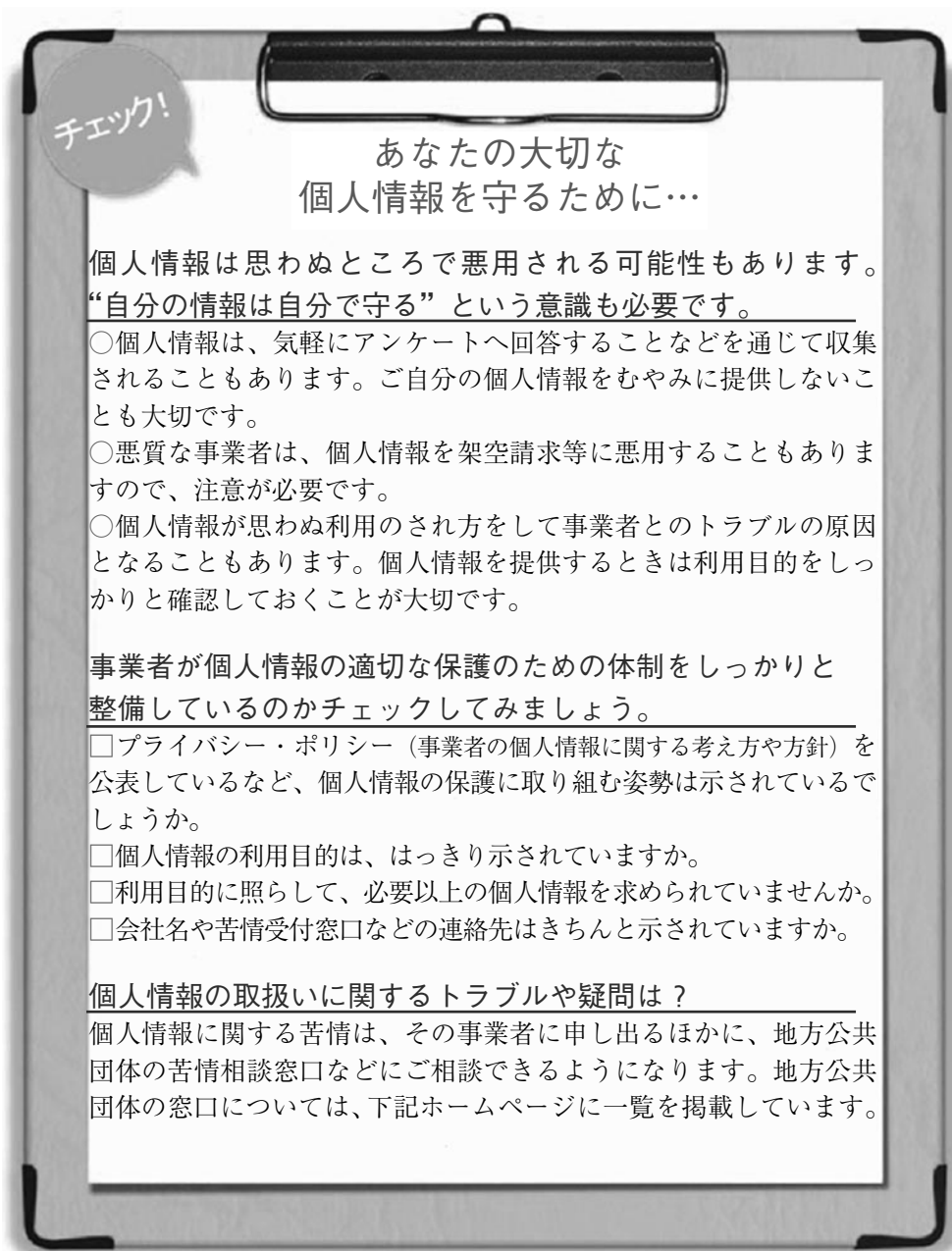


周防大島町個人情報保護条例を制定しました

コンピューターやインターネットの普及などの高度情報通信社会の進展に伴い、大量の情報がさまざまな形で行政サービスや事業活動などに利用され、私たちの生活に多くの利便をもたらしています。

しかしその一方で、個人情報本人の知らない形で収集されたり、利用・提供されることに対する不安感や、プライバシーなどが侵害される恐れが大きくなっています。

こうしたことから町では、町が保有する個人情報の適正な取り扱いのルールを定めるとともに、個人の権利利益を保護するため、「周防大島町個人情報保護条例」を制定し、「個人情報の保護に関する法律」と同じく4月1日から施行されました。



氏名、住所、生年月日、職業、所得、財産など個人に関するあらゆる情報で、特定の個人が識別できるものを「個人情報」といいます。個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利および利益を保護し、基本的な人権を擁護することを目的とするものです。

個人情報保護制度って？

情報公開制度では、個人に関する情報はプライバシー保護の観点から、原則として非公開の取り扱いとされています。これに対し個人情報保護制度では、個人の権利および利益の保護を図る観点から、原則として本人に限り開示することとしています。開示等の請求手続きは、基本的に情報公開制度と同様です。

法律および政令の条文等は内閣府国民生活局のホームページからご覧いただけます。<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

【問い合わせ先】

企画課広報情報統計班

☎ 74-1007